

## 第 8 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成 2 4 年 1 2 月 3 日 提出

### I 件数 3 2 件

【内訳】議案 3 1 件（条例関係 1 3 件、予算関係 1 0 件、  
専決処分の報告・承認 1 件、その他 7 件）

報告 1 件（損害賠償の額の決定及び和解、工事請負変更契約の締結）

### II 議案の要旨

#### ≪条例関係≫

議案第 117 号	南相馬市介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例制定について
-----------	--------------------------------

#### 【趣旨】

福島県から第 5 期介護保険事業計画期間における介護保険料率の抑制を図るために福島県介護保険財政安定化基金特例交付金が交付されることから、当該交付金を管理するための基金を設置するため、新たに条例を制定するもの。

#### 【主な内容】

##### 1 制定理由

介護保険財政に不足が生じる場合に市町村に交付・貸付するため、都道府県に「介護保険財政安定化基金」が設置されている。

介護保険法の一部改正により、平成 2 4 年度に限り、財政安定化基金の一部取り崩しが可能となった。

Ⓒ

『福島県介護保険財政安定化基金特例交付金』として交付される受け皿として保険者は基金を設置する必要がある。

Ⓓ

福島県財政安定化基金  
取崩額（特例交付金）交付

Ⓒ

市の基金に積立て



第 5 期介護保険事業計画（H25、26 年度）において介護保険サービス利用者や、一人当たりの介護保険給付費の増加に伴う保険料率増加の抑制を図る財源に充当

## 2 条例の概要

定める項目	条・項	内 容
基金の設置	第1条	第5期介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の期間における介護保険料率の増加の抑制を図るため、基金を設置
積立額	第2条	県から交付を受けた福島県介護保険財政安定化基金特例交付金の額
管理、運用益の処理、繰替運用	第3条 ～ 第5条	① 金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法による保管などの管理 ② 基金運用の収益は介護保険特別会計予算に計上し、基金に編入すること。 ③ 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、歳計現金へ繰替運用ができること。
処分	第6条	① 事業計画期間において第1号被保険者の介護保険料について、事業計画に規定する保険料率の増加を抑制するための財源に充てるとき。 ② 運用収益について、事業計画期間における介護保険給付費用額のうち、第1号被保険者の介護保険料で充当する部分に充てるとき。
附則	第2項	基金に残額があるときは、福島県に納付する。

【交付予定額 18,382千円】

## 3 施行日及び失効日

- (1) 施行日 公布の日
- (2) 失効日 平成27年3月31日

**議案第 118 号 南相馬市復興産業集積区域における市税の特例に関する条例制定  
について**

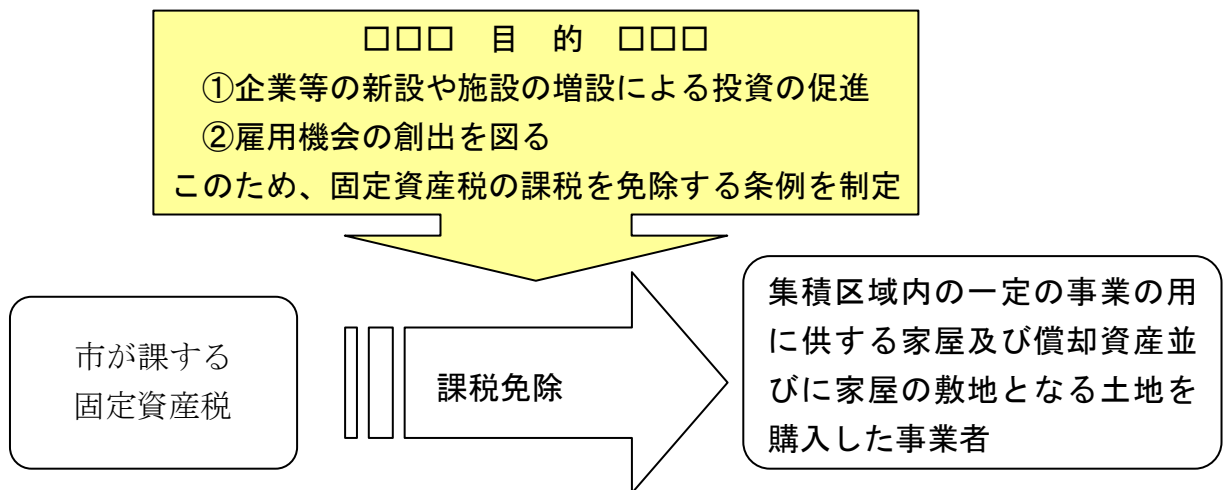
**【趣旨】**

東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画に定める復興産業集積区域において、国が定める対象施設等の新設又は増設に係る固定資産税の課税免除を行うため、新たに条例を制定するもの。

**【主な内容】**

**1 背景**

本市の復興産業集積区域（55箇所。以下「集積区域」）について、平成24年4月20日付けで『ふくしま産業復興投資促進特区』として認定された。



**2 条例の概要**

定める項目	条	内容
趣旨	第1条	集積区域内に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定める。
課税免除	第2条	<p>《対象》 集積区域内の本市が指定した個人事業者又は法人</p> <p style="text-align: center;">□□□ 業種（7業種）□□□</p> <p>（ 輸送用機械関連産業、電子機械関連産業、情報通信関連産業、医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品・飲料関連産業、地域資源活用型産業 ）</p> <p>《期間》 新たな課税年度から5年間。 ただし、平成25年度～平成33年度のうち、5年間</p>

定める項目	条	内 容
		<p>《要件》</p> <p>平成24年4月20日～平成28年3月31日に対象施設・設備等を購入</p> <p>《対象施設・設備等》</p> <p>①事業用に新設又は増設した家屋</p> <p>②土地（取得日の翌日から1年以内に①の家屋の建設に着手することが条件）</p> <p>③償却資産</p>
適用	第3条	第2条又は「市税特別措置条例」による課税免除若しくは不均一課税のいずれかの規定を適用
課税免除の申請	第4条	この条例による課税免除を受けようとする納税義務者は、当該課税免除を受ける各年度の初日の属する年の3月20日までに、申請書を市長に提出

### 3 関係条例の一部改正（附則第3項関係）

条例制定に伴い、固定資産税の課税免除等を規定した南相馬市税特別措置条例を改正するもの。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この条例は、地方税法第6条の規定に基づき、市税の課税免除及び不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>地方税法第6条の規定に基づく市税の課税免除及び不均一課税に関しては、他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。</u></p>

### 4 施行日等

(1) 施行日 公布の日

(2) 適用日 認定日（平成24年4月20日）以降、この条例の施行日の前日までの間に当該認定に係る復興産業集積区域内において、対象施設等を新設し、又は増設した者についても適用

**議案第 119 号 南相馬市原子力災害による被災者に対する市税の減免に関する  
条例の一部を改正する条例制定について**

**【趣旨】**

原子力災害による被災者に対する平成 25 年度の固定資産税及び軽自動車税の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

**1 固定資産税**

原子力災害に伴う平成 25 年度固定資産税の減免等は、下表のとおりである。

※市税減免条例…南相馬市原子力災害による被災者に対する市税の減免に関する条例

① 土地及び家屋について（平成 25 年 1 月 1 日時点）					
原子力災害による避難区域等		避難指示の有無	平成 25 年度	措置	根拠法令等
居住困難区域	帰還困難区域	継続（見込）	課税免除	継続	地方税法
	居住制限区域				
避難指示解除準備区域					
旧緊急時避難準備区域		無し	2 分の 1 減額		
その他の区域 （30 km 圏外）		無し	2 分の 1 減免	継続	市税減免条例

② 特定避難勧奨地点（居住用家屋とその敷地）（平成 25 年 1 月 1 日時点）				
指定	世帯全員の避難	平成 25 年度	措置	根拠法令等
有り	有り	全額減免	継続	市税減免条例
	無し	上記①の規定により、旧緊急時避難準備区域内であれば、2 分の 1 減額、その他の区域内であれば 2 分の 1 減免を適用する。		

③ 償却資産（平成 25 年 1 月 1 日時点）				
原子力災害による避難区域等	使用又は使用見込	平成 25 年度	措置	根拠法令等
居住困難区域 避難指示解除準備区域	無し	全額減免	継続	市税減免条例
	有り	課税	継続	市税条例
上記以外の区域	有り			
		無し	除却	

居住困難区域及び避難指示解除準備区域以外で使用していない償却資産は、減免ではなく、申告により除却とする。

④ 土地・家屋・償却資産の代替取得（平成24年中に取得した固定資産）						
原子力災害による避難区域等		平成25年度			措置	根拠法令
		土地	家屋	償却資産		
居住困難区域	帰還困難区域 居住制限区域	住宅用地の特例	被災住宅の面積に応じた減額	課税標準額 1/2 (4年間)	継続	地方税法
避難指示解除準備区域		住宅用地の特例	被災住宅の面積に応じた減額	1/2減免 (4年間)	新規	市税減免 条例
計画的避難区域					継続	

本市には「計画的避難区域」は現在設定されていないが、近隣町村（川俣町・浪江町・葛尾村）には設定されていることから、その区域から本市に移住する場合を考慮し、市税減免条例に規定している。

## 2 軽自動車税

**【 対 象 】**

平成25年度の賦課期日時点に警戒区域に設定されている双葉郡町村に放置した状態の南相馬市登録の軽自動車等



**措置 減免（継続）**

## 3 施行日 公布の日

**議案第120号 南相馬市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例制定について**

### 【趣旨】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、引用する同法の項に移動が生じたため、必要な改正を行うもの。

### 【主な内容】

#### 1 背景

一般廃棄物処理施設の管理者に、施設の維持管理に関する計画及び状況の情報について公表を義務付けるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）が改正された。【平成23年4月1日施行】

## 2 改正内容

引用する法の「項ずれ」が生じたため、次のように改める。(第1条関係)

【改正前】	【改正後】
第9条の3第8項 ⇒	第9条の3第9項
第9条の3第7項 ⇒	第9条の3第8項

## 3 施行日 公布の日

**議案第121号 南相馬市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例制定について**

### 【趣旨】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を定めるため、必要な改正を行うもの。

### 【主な内容】

#### 1 技術管理者の資格の追加（第7条関係）

市の一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項各号で定める資格とする。

法律施行規則第17条第1項各号の規定	
(1)	技術士法第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
(2)	技術士法第2条第1項に規定する技術士（(1)に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(3)	2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
(4)	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。(5)において同じ。）又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。(5)において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(5)	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

法律施行規則第 17 条第 1 項各号の規定	
(6)	学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。(7)において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(7)	学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(8)	学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(9)	学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(10)	10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(11)	(1)から(10)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

【参考】

- ✚ 市の清掃施設・・・零浄化センター、クリーン原町センター
- ✚ 技術管理者資格を有する市職員数・・・ 4 人

2 施行日 公布の日



**議案第 122 号 南相馬市給水施設等条例制定について**

**【趣旨】**

水道法の一部改正に伴う市への専用水道及び簡易専用水道に係る事務の権限移譲に併せ、福島県給水施設等条例に基づく事務についても市に事務移譲されるため、給水施設等の布設及び管理に関し、新たに条例を制定するもの。

**【主な内容】**

**1 条例の概要**

定める項目	条	内 容
目的	第 1 条	① 給水施設、準簡易専用水道の布設及び管理 ② 簡易専用水道の布設
給水施設	第 4 条 ～ 第 1 4 条	① 施設基準に適合する給水施設であることを確認するため ・ 布設工事前の確認申請 ・ 布設工事完了後の給水開始前の検査 ② 水質検査、業務従事者の健康診断等、給水施設の管理運営に関して、衛生上必要な措置
準簡易専用水道	第 1 5 条 ～ 第 1 8 条	① 布設が適当であることを審査するための工事着手前の届出 ② 管理基準及び水質検査
簡易専用水道	第 1 5 条 第 1 6 条 第 1 8 条	布設が適当であることを審査するための工事着手前の届出
監督	第 1 9 条 ～ 第 2 1 条	① 給水施設の施設基準又は準簡易専用水道の管理基準に不適合であるとき→改善の指示及び給水停止命令 ② 給水施設及び準簡易専用水道の適正な管理を確保するための報告の徴収及び立入検査
罰則	第 2 3 条 ～ 第 2 6 条	《罰金又は科料》 ① 申請又は届出をしないで布設工事した者 ② 水質検査を行わなかった者など

**【参考】**

対象施設	概 要	
給水施設 4 施設	計画給水人口が 51 人以上 100 人以下で自己水源から水を供給する施設	
	主な施設	福浦小学校、DNP ファインケミカル福島、水谷建設(株)研修センター、藤倉ゴム工業(株)小高工場
準簡易専用水道 4 7 施設	水槽の容量が 5～10 m <sup>3</sup> で、水道水を水源とする施設	
	主な施設	道の駅南相馬、丸三製紙(株)事務厚生棟など

簡易専用水道 75施設	水槽の容量が10 m <sup>3</sup> 超で、水道水を水源とする施設	
	主な施設	原町第一小学校、フレスコキクチ東原町店など

2 施行日 平成25年4月1日

**議案第123号 南相馬市災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例制定について**

**【趣旨】**

災害危険区域に指定する区域を新たに追加するため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

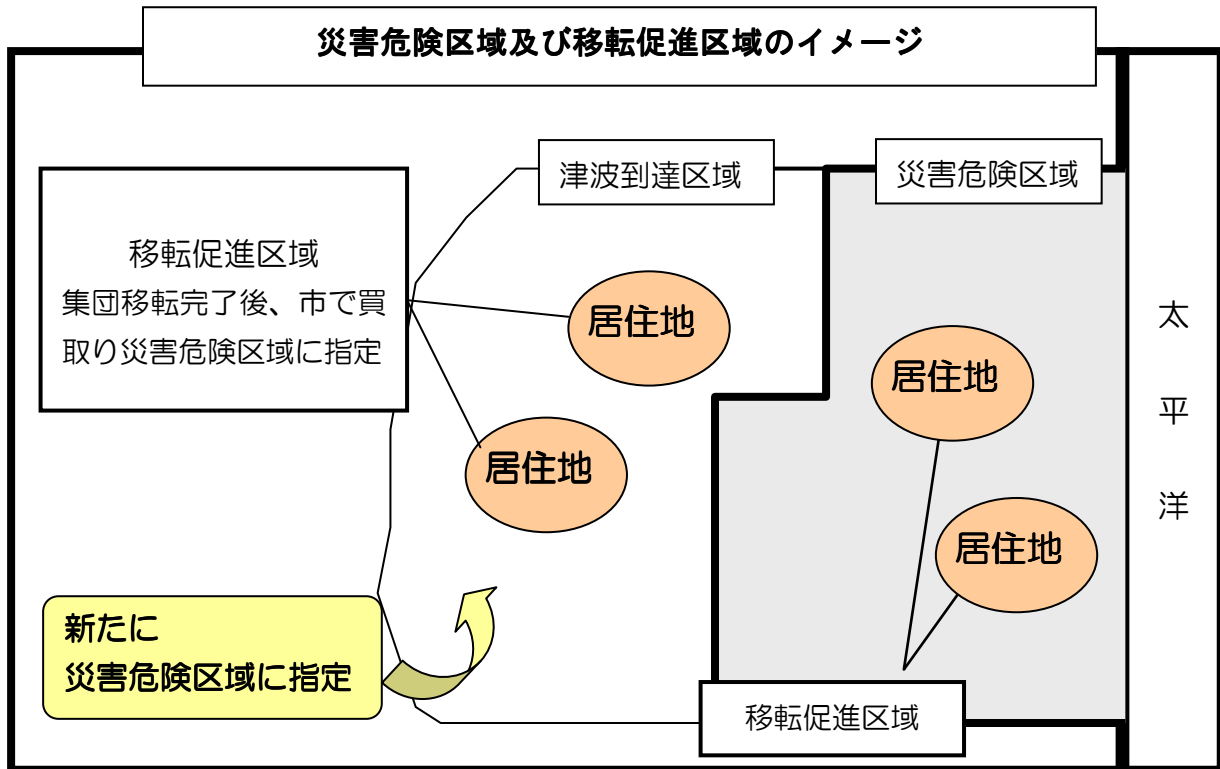
1 背景

- (1) 津波被害を受けた小高区女場及び耳谷並びに原町区米々沢の各地区は、条例で指定する災害危険区域とされていない。
- (2) 当該地区の一部は国の手続きを経て、「移転促進区域」に設定される見込み。
- (3) 移転促進区域に設定された住民の移転に係る補助は「防災集団移転事業」（以下「集団移転」という。）による場合のみ。
- (4) 住民の利益を鑑み、個別移転と集団移転のいずれかを選択できることが望ましい。

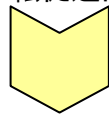
区分	災害危険区域	移転促進区域
現行の判断基準	家屋の流失した区域のみ	災害発生区域で、集団移転の促進が適当と認められる区域
新たな判断基準	家屋の流失した区域又は移転促進区域に指定された区域	(現行どおり)
指定の効果	個別移転補助の対象	集団移転補助の対象
その他	区域指定は基礎自治体の判断で決定可	集団移転完了後、区域を南相馬市が買取り、その後災害危険区域に指定しなければならない。

2 改正理由

これを踏まえ、小高区女場及び耳谷並びに原町区米々沢地区を災害危険区域として指定する区域に追加するもの。



家屋の流失があった区域に加え、移転促進区域に指定された区域を災害危険区域に指定



移転促進区域内の住民は、個別移転と集団移転の選択可

### 3 改正内容

区分	【改正前】	【改正後】
	区 域 名 (大字)	
小高区	岡田、大井、塚原、角部内、蛭沢、浦尻、下浦、行津、福岡、村上、井田川	岡田、大井、塚原、 <u>女場</u> 、角部内、蛭沢、浦尻、下浦、行津、 <u>耳谷</u> 、福岡、村上、井田川
鹿島区	南右田、北右田、大内、烏崎、小島田、北海老、南海老、北屋形、南柚木	(改正なし)
原町区	上渋佐、下渋佐、萱浜、雫、小浜、江井、下江井、小沢、堤谷、泉、北泉、金沢	上渋佐、下渋佐、萱浜、雫、小浜、 <u>米々沢</u> 、江井、下江井、小沢、堤谷、泉、北泉、金沢

【参考】告示により指定した区域数 (11/21 現在)

区分	小高区	鹿島区	原町区	備考
大字	10	6	11	小字の「一部」指定を含む
小字	62	93	86	
計	72	99	97	

### 4 施行日 公布の日

**議案第 124 号 南相馬市労働福祉会館条例の一部を改正する条例制定について**

**【趣旨】**

原町生涯学習センターと一体的に管理することに併せ、施設の利用に係る料金体系を改めるため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

**1 改正理由**

施設の有効性、利用効率を向上させるため、利用料金等の区分を午前・午後・夜間の3区分から1時間単位とするもの。

**2 改正内容**

**【改正前】**

区分	利用時間及び利用料金				(単位：円)	
	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後5時から 午後9時まで	昼間 午前9時から 午後5時まで	午後・夜間 午後1時から 午後9時まで	昼・夜間 午前9時から 午後9時まで
会議室 1	1,100	1,500	1,800	2,600	3,300	4,400
会議室 2	800	1,100	1,400	1,900	2,500	3,300
和室 1	300	400	500	700	900	1,200
和室 2	300	400	500	700	900	1,200

**【改正後】**

区分	時間区分及び1時間当たりの利用料金(単位：円)		
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
会議室 1	370	370	450
会議室 2	270	270	350
和室 1	100	100	120
和室 2	100	100	120

**3 施行日 平成25年4月1日**

<b>議案第 125 号</b>	<b>南相馬市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について</b>
------------------	---

**【趣旨】**

土地改良法の一部改正に伴い、引用する条に新たに項が追加されたため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

**1 背景**

市が施行する土地改良事業に必要な経費である分担金を徴収するための土地改良法（以下「法」という。）が改正された。【平成23年11月30日施行】

**2 改正内容**

引用する法の条項をそれぞれ次のように改める。（第1条、第7条関係）

**【改正前】**

**【改正後】**

第96条の4 ⇒ 第96条の4 第1項

**3 施行日** 公布の日

**議案第 126 号 南相馬市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について**

**【趣旨】**

東日本大震災に対処するための作業に従事する消防団員に対する費用弁償の額を新たに定めるため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

**1 次の区域内で作業に従事する場合の額（新条例附則第3項第1号～第3号関係）**

作業に従事する区域	費用弁償の額（日額）
<b>平成23年3月11日から平成24年4月15日までの期間</b> <b>【 遡 及 適 用 】</b>	
警戒区域及び当該区域と同一の区域 （福島第一原発から半径20km圏内）	2,000円
計画的避難区域及び当該区域と同一の区域 （福島第一原発から半径20km圏外の特定地域）	1,000円
<b>平成24年4月16日以降</b> <b>【 遡 及 適 用 】</b>	
警戒区域	2,000円
計画的避難区域	1,000円
帰還困難区域	2,000円
居住制限区域	1,000円

避難指示解除準備区域・・・支給なし

**2 死体の収容等の作業に従事した場合の額（新条例附則第4項関係）**

<b>平成24年3月11日以降</b> <b>【 遡 及 適 用 】</b>	
死体の収容、洗体、搬送等の作業	費用弁償の額（日額）
1日につき10体未満の死体を取り扱った場合	1,000円
1日につき10体以上の死体を取り扱った場合	2,000円

3 所要額（今回補正額）

各区域で作業に従事した場合	2, 338千円
死体の収容、洗体、搬送等の作業に従事した場合	8, 202千円
合 計	10, 540千円

4 施行日等

(1) 施行日 公布の日

(2) 適用日（遡及適用）

附則第3項第1号、第2号及び第4項	平成23年3月11日
附則第3項第3号及び第4号	平成24年4月16日

**議案第127号 南相馬市防災会議条例及び南相馬市災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について**

【趣旨】

災害対策基本法の一部改正に伴い、防災会議の所掌事務等や同法の引用条項を改めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 背景

東日本大震災の教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るための災害対策基本法の改正に伴い、多様な視点を反映した地域防災力強化向上を図るための防災会議委員の追加及び防災会議と災害対策本部の役割の見直しなどが行われた。

【平成24年6月27日施行】

2 改正内容

諮問的機関として設置する本市防災会議の所掌事務を改めるとともに、自主防災組織を構成する者などを新たに委員に加え、防災会議の機能を強化する。

① 南相馬市防災会議条例の一部改正

(1) 所掌事務の改正（第2条関係）

【改正前】	【改正後】
市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。	市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。





**議案第 128 号 南相馬市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について**

**【趣旨】**

サンライフ南相馬に原町生涯学習センターの機能を移転することに伴い、料金体系の変更や関係条例の廃止など、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

**1 施設の概要**

(1) 名称等

名称 原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」  
住所 原町区小川町 322 番地の 1

(2) 使用料等

区 分		改正内容
会議室等	使用料等の区分	現行の午前・午後・夜間の3区分から1時間単位とする。
	入場料徴収使用加算料等	小高・鹿島生涯学習センターに準じて特別使用料を定める。
トレーニング室・コインロッカーの使用料		サンライフ南相馬の使用料とする。

**【基本使用料】**

(1) 施設

(単位：円)

施設の名称	サンライフ南相馬			原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」			備考	
	現行区分			使用料				
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時		
会議室	1,400	1,700	2,000	440	440	600	1時間当たり	
研修室	1,400	1,700	2,000	440	440	600		
和室	1,400	1,700	2,000	440	440	600		
講習室(1)	800	1,000	1,400	250	250	410		
講習室(2)	600	800	1,000	200	200	300		
調理室	800	1,000	1,400	250	250	410		
トレーニング室	中高生	150	150	150	150	150	1回当たり	
	一般	250	250	250	250	250		
	半年	5,000			5,000			
	年間	9,000			9,000			
集会室	スポーツ使用	3,000	4,500	6,500	1,070	1,070	1,900	1時間当たり
	集会使用	11,000	14,000	20,000	3,570	3,570	5,870	

(2) その他

名称	単位	現行	使用料
		利用料金	
コインロッカー	1回	50円	50円

**【特別使用料】**

種別	使用料の額	
	入場料	加算率
入場料徴収使用加算料	1,000円以下	20%
	1,001円～2,000円	30%
	2,001円～3,000円	50%
	3,001円～5,000円	80%
	5,001円以上	100%
営利目的使用加算料	基本使用料の2倍の料金	
会場準備使用料	基本使用料の半分の料金	

- 2 サンライフ南相馬条例の廃止（附則第2項関係）  
原町生涯学習センターの移転に伴い、当該条例を廃止する。
- 3 関係条例の一部改正（附則第4項関係）
  - ・ 障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例  
サンライフ南相馬条例の廃止に伴い、別表使用料の欄から当該施設を削る。
- 4 施行日 平成25年4月1日

**議案第129号 南相馬市立博物館条例の一部を改正する条例制定について**

**【趣旨】**

鹿島歴史民俗資料館について、その利用実態などからこれを廃止するため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

- 1 廃止の理由  
利用者の低迷、老朽化、震災等による被害、南相馬福祉会からの継続的な用地提供の要望などから廃止する。
- 2 施設の廃止（第2条及び別表関係）  
条例から「鹿島歴史民俗資料館」を削除し、廃止する。
- 3 施行日 公布の日

**《補正予算関係》**

**議案第130号 平成24年度南相馬市一般会計補正予算について**

**議案第131号 平成24年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について**

**議案第132号 平成24年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について**

**議案第133号 平成24年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について**

**議案第134号 平成24年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について**

**議案第135号 平成24年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について**

**議案第136号 平成24年度南相馬市水道事業会計補正予算について**

議案第 137 号 平成 2 4 年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第 138 号 平成 2 4 年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について

議案第 139 号 平成 2 4 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

議案第 140 号 専決処分の報告及びその承認について
-----------------------------

**【趣旨】**

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおりを専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの。

**【専決第 10 号 南相馬市一般会計補正予算について 平成 2 4 年 1 1 月 1 9 日専決】**

**1 専決処分の理由**

平成 2 4 年 1 1 月 1 6 日の衆議院解散に伴い、衆議院議員総選挙の執行に要する経費について急を要したため、平成 2 4 年度南相馬市一般会計補正予算を同年 1 1 月 1 9 日付けで専決処分したもの。

**2 補正額**

4 9, 1 0 6 千円《財源：県委託金 4 9, 1 0 6 千円》

**【参考】**

- 公 示 日 1 2 月 4 日 (火) 予定
- 投開票日 1 2 月 1 6 日 (日) 予定
- 有権者数 5 4, 9 1 6 人 (平成 2 4 年 9 月 2 日定時登録)

《その他》

**議案第 141 号 工事請負変更契約の締結について**

【趣旨】

平成24年第6回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契約の目的		防災行政無線復旧整備工事
契約の相手方		福島市本町5番5号 日本電気(株)福島支店
施工場所		南相馬市小高区本町二丁目地内外
契約金額	変更前	286,650,000円
	変更後	486,902,850円
	増額する額	200,252,850円

○主な変更内容

	項目	内容
(1)	屋外子局設備の変更	津波被害のあった沿岸部屋外子局設備の整備を追加
(2)	無線塔設備の変更	電波伝搬試験の結果、中継局鉄塔及び監視カメラ等設置鉄塔の高さを嵩上げ
(3)	無線設備の追加	移動系防災無線設備の追加

**議案第 142 号 財産の取得について**

**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

取得の目的	防災集団移転促進事業住宅団地用地（上高平地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	原町区上高平字芦ノ口前 109 番など 2 筆	
	合計	6,028㎡
取得予定価格	24,112,000円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

**議案第 143 号 財産の取得について**

**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

取得の目的	防災集団移転促進事業住宅団地用地（小川町地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	原町区小川町 549 番 4 など計 14 筆	
	合計	41,203.14㎡
取得予定価格	247,750,000円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方	群馬県沼田市清水町 3748 番地 日本デルモンテ(株)	

**議案第 144 号 財産の取得について**

**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

取得の目的	災害公営住宅建設用地	
取得する土地の表示	所在地など	
	原町区大町二丁目 108 番など計 5 1 筆	
	合計	11,436.23㎡
取得予定価格	295,054,734円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

**議案第 145 号 財産の取得について**

**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

取得の目的	下太田工業用地	
取得する土地の表示	所在地など	
	原町区北原字東原 3 3 3 番 3 など計 3 2 筆	
	合計	470,287.52㎡
取得予定価格	915,270,000円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方	東京都文京区後楽二丁目 5 番 1 号 日立建機(株)	

**議案第 146 号 財産の取得について**

**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

取得の目的	避難世帯分等を確保し、市からの防災行政情報を円滑に伝達するため。
取得する動産及び数量	防災行政無線簡易型戸別受信機（防災行政ラジオ）5,000 台
取得金額	27,756,750 円
取得の方法	随意契約
取得の相手方	さいたま市大宮区北袋町一丁目 299 番地 12 リズム時計工業(株)開発部

**議案第 147 号 公の施設に係る指定管理者の指定について**

**【趣旨】**

野馬追通り銘醸館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

**1 施設の名称**

野馬追通り銘醸館

**2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名**

住所 南相馬市原町区本町二丁目 52 番地

名称 社団法人 原町観光協会

代表者の氏名 会長 太田 正克

**3 指定期間**

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

≪ 報告 ≫

**報告第 12 号 専決処分の報告について**

**【趣旨】**

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

**【専決第 8 号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成 24 年 11 月 6 日専決】**

**1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名**

**2 損害賠償の額**

72,030 円

(	うち保険等により補てんされる額	72,030 円	)
	市が自ら負担する額	0 円	

**3 損害賠償の理由及び和解の内容**

平成 24 年 9 月 29 日午前 10 時 30 分頃、原町区仲町一丁目地内において、相手方車両が市道仲町 9 号線より民地駐車場へ進入した際、蓋の受け部が破損した側溝のグレーチングがずれ、車両が側溝に落下したことでタイヤが損傷し、相手方に損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

**【専決第 9 号 工事請負変更契約の締結について 平成 24 年 11 月 21 日専決】**

**1 専決処分の理由**

平成 24 年第 4 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成 24 年 11 月 8 日付けで専決処分したものを。

**2 変更契約の内容**

<b>契約の目的</b>		南相馬チャンネル施設整備工事
<b>施工場所</b>		南相馬市原町区・鹿島区地内
<b>契約の相手方</b>		石川県金沢市南町 2 番 1 号 (株)ヨーズマー
<b>契約金額</b>	変更前	354,012,750 円
	変更後	351,923,250 円
	減額する額	2,089,500 円



○主な変更内容

	項 目	内 容
(1)	送信局数の変更	当初予定の21局を17局に変更減
(2)	光ファイバーの延伸	電波の混信防止のため、送信局間の情報伝達手段を民間事業者の回線を利用せず、本市イントラネット回線を利用することから、不足する光ケーブルを延伸
(3)	電波詳細設計の調査項目追加による増	

―――市長の専決処分事項の指定―――

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、市議会の権限に属する事項のうち、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- (3) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額を750万円以内において増額し、又は減額する変更契約（変更額の累計が750万円を超える場合を除く。）を締結すること。